委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月5日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○ 知事 ● 市区町村長等	· 等	
2. 都道府県名	愛知県		
3. 市区町村名	長久手市		
4. 届出番号	5		
5. 独自利用事務の事例番号	67-3		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.nagakute.lg.jp/jyouhou/mynumber/dokuziriyouzimu.html		

執行機関名 長久手市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第13の項 特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条	長久手市特別障害者手当等の支給及び事務取扱に関する要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	1条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)に基づく障害児福祉手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)に基づく福祉手当(以下、「特別障害者手当等」という。)の支給に関する事務の取扱い手続については、法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「令」という。)並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるであり、もって精神又は身体に著しく重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		長久手市特別障害者手当等の支給及び事務取扱に関する要綱